

岩手県人事委員会告示第1号

不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和54年岩手県人事委員会規則第10号。以下「規則」という。）第50条の規定による判定書の送達について、送達を受けるべき審査請求人の所在が不明のため送達することができないので、規則第59条第2項及び第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成27年3月20日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

- 1 送達すべき書類 昭和50年3月17日付けで審査請求のあった50岩人委（不）第8417号～第8464号事案、昭和51年10月9日付けで審査請求のあった51岩人委（不）第10872号～第10923号事案、昭和56年2月20日付けで審査請求のあった56岩人委（不）第1号～第50号事案、昭和59年2月20日付けで審査請求のあった59人委（不）第1号事案及び59人委（不）第2号事案並びに昭和60年4月12日付けで審査請求のあった60人委（不）第1号～第61号事案のうち、別紙審査請求人の事案に係る判定書
 - 2 送達を受けるべき審査請求人の事案番号及び氏名 別紙のとおり
 - 3 判定書の内容要旨 規則第48条第1項の規定に基づき本件審査請求の審査を打ち切る。
 - 4 送達すべき書類の保管 岩手県人事委員会事務局において保管しているので、来庁の上、その交付を受けること。
- 付記 上記の書類を受領しないときは、平成27年4月3日をもって送達があったものとみなされます。

別紙

送達を受けるべき審査請求人の事案番号及び氏名

1 昭和50年3月17日付けで審査請求のあった50岩人委（不）第8417号～第8464号事案

事案番号	氏名	事案番号	氏名	事案番号	氏名	事案番号	氏名
8417	竹林 弘文	8430	下黒沢 博司	8439	高橋 昭四郎	8457	佐々木 昭壹
8419	工藤 克巳	8432	岩谷 良雄	8443	米沢 確	8459	清水 秀雄
8421	田山 勇夫	8433	小館 慶治	8445	杉村 一夫	8460	馬場 昇
8428	司東 真照	8437	高橋 昭一	8447	千田 四郎	8462	阿部 健
8429	高嶋 治助	8438	田中 誠孝	8450	佐藤 敬		

2 昭和51年10月9日付けで審査請求のあった51岩人委（不）第10872号～第10923号事案

事案番号	氏名	事案番号	氏名	事案番号	氏名	事案番号	氏名
10872	竹林 弘文	10885	田山 勇夫	10897	中野 昭雄	10914	斉藤 正三
10873	工藤 克巳	10888	下黒沢 博司	10903	菅原 暲	10920	佐々木 昭壹
10880	及川 賛	10889	畑山 高雄	10905	米沢 確		
10882	司東 真照	10891	鈴木 五郎	10913	及川 清一郎		

3 昭和56年2月20日付けで審査請求のあった56岩人委（不）第1号～第50号事案

事案番号	氏名	事案番号	氏名	事案番号	氏名
3	工藤 克巳	24	杉村 一夫	34	吉田 昭八
4	竹花 恭二	26	及川 清一郎	36	葛生 満生
18	田山 勇夫	31	渡辺 林	37	中野 昭雄

4 昭和59年2月20日付けで審査請求のあった59人委（不）第1号事案及び59人委（不）第2号事案

事案番号	氏名	事案番号	氏名
1	工藤 克巳	2	竹花 恭二

5 昭和60年4月12日付けで審査請求のあった60人委（不）第1号～第61号事案

事案番号	氏名	事案番号	氏名	事案番号	氏名	事案番号	氏名
15	遠藤 壮	21	田山 勇夫	38	及川 清一郎	44	中野 昭雄
17	角館 博行	31	小笠原 孝二郎	41	斉藤 正三	53	高橋 位兆